8	36° 30′ 02.4342″	138° 28′ 50.2510″
9	36° 30′ 02.6350″	138° 28′ 50.3604″
10	36° 30′ 03.3641″	138° 28′ 50.0022″
11	36° 30′ 03.4718″	138° 28′ 49.8248″
12	36° 30′ 05.3394″	138° 28′ 49.1001″
13	36° 30′ 06.5410″	138° 28′ 49.0261″
14	36° 30′ 07.2863″	138° 28′ 50.9441″
15	36° 30′ 05.7582″	138° 28′ 51.3811″
16	36° 30′ 05.1992″	138° 28′ 52.2092″
17	36° 30′ 04.3818″	138° 28′ 52.6910″
18	36° 30′ 03.4252″	138° 28′ 53.1906″
19	36° 30′ 02.7015″	138° 28′ 53.4913″
20	36° 30′ 02.1307″	138° 28′ 54.1044″
21	36° 30′ 01.3967″	138° 28′ 54.7264″
22	36° 30′ 00.7737″	138° 28′ 55.1667″
23	36° 30′ 00.7810″	138° 28′ 55.2012″
24	36° 30′ 00.6047″	138° 28′ 55.2645″
25	36° 30′ 00.3053″	138° 28′ 54.7434″
26	36° 30′ 00.0665″	138° 28′ 54.7209″

○国土交通省告示第千九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十九年六月十九日から令和二十年三月三十一日まで

三　施行地区　堺市堺区松屋大和川通一丁、松屋大和川通二丁、松屋町一丁、松屋町二丁、南島町一丁、南島町三丁、南島町四丁及び南島町五丁の各一部

四　土地区画整理事業の名称　南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業

五　事務所の所在地　堺市堺区三宝町四丁２７４番地２

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十九年六月十九日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　令和八年八月二十六日

○防衛省告示第二百十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年九月九日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｲ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｳ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｴ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｵ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(ｶ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦

自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月三十一日から同年九月三日、同月六日及び同月七日（予備、同月八日から同月十日）の毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｷ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｷ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ｳ)及び(ｸ)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ｳ)及び(ｸ)を結んだ線から北側で(ｲ)及び(ｹ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(ｲ)及び(ｹ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(ｲ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ｳ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(ｴ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(ｵ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(ｶ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(ｷ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ｸ)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ｹ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦

自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月三十一日から同年九月三日、同月六日及び同月七日（予備、同月八日から同月十日）の毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦

自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月三十一日から同年九月二日及び同月三日及び同月四日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三二度二〇分一二秒　北緯三一度四七分一二秒

(ｲ)　東経一二八度四五分五二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦

自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。